別表第4の1(第12条関係)

　○芸術・スポーツ文化学科の教養科目

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　科　目　区　分 |  　単　位　数 |
| 教　養科目 | 共通基礎科目 | 日本国憲法 | 2 | 24 |
| 体育 | 0～2 |
| 情報機器の操作 | 0～2 |
| 外国語・外国語コミュニケーション | 4 |
| 倫理・人権 | 2 |
| アカデミックスキル | 2 |
| 地域社会・文化論 | 2 |
| 基礎教養科目 | 人文学入門 | 6 |
| 社会科学入門 |
| 自然科学入門 |
| 現代的教養科目 | 現代的教養科目 | 2～6 |
|  授業科目及び履修方法 1 日本国憲法については，日本国憲法2単位を開設し，必修とする。 2 体育については，体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し，選択とする。 3　情報機器の操作については，情報機器の操作2単位を開設し，選択とする。 4　外国語・外国語コミュニケーションについては，外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ及び外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ各1単位を必修とし，開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。 5　倫理・人権については，倫理・人権2単位を開設し，必修とする。 6　アカデミックスキルについては，アカデミックスキル2単位を開設し，必修とする。 7 地域社会・文化論については，開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。8　人文学入門，社会科学入門及び自然科学入門については，開設する授業科目のうち6単位を選択必修とする。 |

別表第4の2(第13条関係)

　○芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　科　目　区　分 |  　単　位　数 |
| 学科共通科目 | 文化基礎科目 | 6 | 30 |
| 文化共通科目 | 12 |
| ビジネス科目 | 6 |
| 地域実践プロジェクト科目 | 6 |
|  授業科目及び履修方法 1 文化基礎科目については，スポーツ文化論，音楽文化論，美術文化論各2単位を開設し，必修とする。 2 文化共通科目については，感性，身体，表現各2単位を必修とし，開設する授業科目のうち6単位を選択必修とする。 3 ビジネス科目については，組織とマネジメント，ビジネス理論，起業とファンドレイジング各2単位を開設し，必修とする。 4 地域実践プロジェクト科目については，地域プロジェクトⅠ，地域プロジェクトⅡ，地域プロジェクトⅢ各2単位を開設し，必修とする。 |

別表第4の3(第14条関係)

　○芸術・スポーツ文化学科の専門科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | 科　目　区　分 | 単　位　数 |   |
| 専 門 科 目 | 専攻専門科目 | 58 | 62 |
| 卒業研究 | 4 |
| 授業科目及び履修方法 芸術・スポーツ文化学科を置く各校において，別に定める。 |